

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

対象者

離職・廃業から2年以内または申請者本人の責によらない理由により、やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

求職活動要件

離職者

月4回以上の自立支援機関(くらしサポートセンター)での面接等の相談
〔月2回以上の公共職業安定所等での職業相談(職業相談票の提出)
原則週1回以上の企業等への応募(求職活動報告書の提出)〕

※経営者の方の自立に向けた活動については、別途要件があります。
詳細はくらしサポートセンターまでお問い合わせください。



仕事がない・減った
家賃が払えない・・・



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

| 項目 | チェック欄 |
|--|---------------------------------|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業(本人の責によらない)等により、収入を得る機会が減少していますか？ | <input type="checkbox"/> |
| 資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？(単位:万円) | <input type="checkbox"/> |
| ※鈴鹿市の場合 | |
| 単身世帯 | |
| 2人世帯 | |
| 3人世帯 | |
| 収入基準額(月額) | 11.14 15.50 18.34 |
| 支給家賃額(上限額) | 3.34 4 4.34 |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| ハローワークに求職の申し込みをしますか？ | <input type="checkbox"/> |

■すべての項目にチェック✓が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、
くらしサポートセンターに相談してください。

お問い合わせ先： 鈴鹿市役所2階25番窓口 くらしサポートセンター
電話：059-373-5299 (受付：月～金 8:30～17:15)